

## PRTR 法第 5 条第 2 項に基づく届出状況について

### (把握対象年度：令和 4 年度)

化学物質の環境への排出量の把握等及び改善の促進に関する法律 (PRTR 法) 第 5 条第 2 項に基づき、定められた要件を満たす事業者は毎年、その事業活動に伴う第一種指定化学物質の環境中への排出量および廃棄物に含まれての移動量等を、事業者が自ら把握して主務大臣に届け出ることとなります。

届出事業者数、排出量等の概要は以下のとおりです。

なお、事業所ごとの排出量・移動量は国において公開されています。

(<http://www.env.go.jp/chemi/prtr/kaiji/index.html>)

#### ◆届出事業者数の推移

把握対象年度	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R2	R3	R4
届出事業者数	635	640	634	641	642	628	611	602	595	586

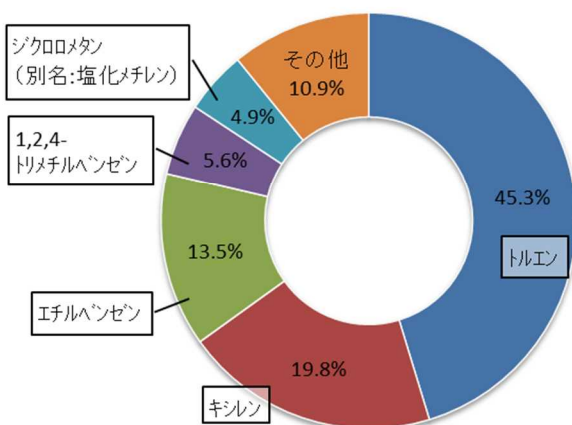
#### ◆県内事業所からの排出量・移動量について

PRTR 法に基づき令和 4 年度中の排出量等について届出のあった県内の事業所から、環境中へ排出された対象化学物質は 2,830 t、廃棄物等に含まれて移動された量は 3,189 t でした。排出量・移動量の合計は 6,019t で、全国の約 1.63 %を占めています。

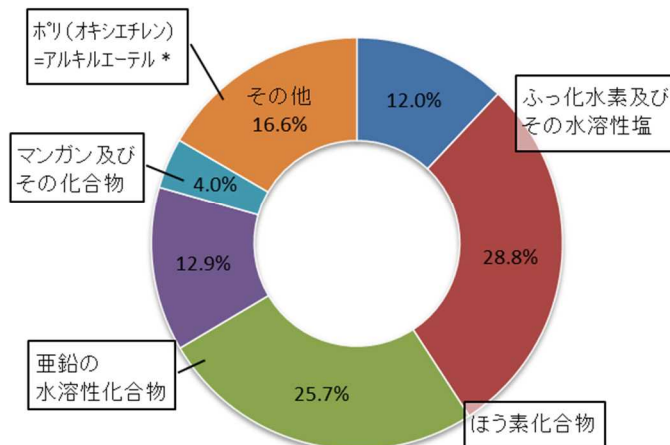
物質別に見ると、環境中への排出量は、トルエン、キシレン、エチルベンゼン、1, 2, 4-トリメチルベンゼン、ジクロロメタン (別名塩化メチレン) の順に多く、これらの物質の排出量が排出量全体の約 9 割を占めます。

	排出量 (t)					移動量 (t)			排出量・ 移動量合計(t)
	大気	水域	土壌	埋立	合計	廃棄物	下水道	合計	
滋賀県	2,810	20	0	0	2,830	3,165	24	3,189	6,019
全国	110,995	6,226	2	5,060	122,313	246,295	786	247,081	369,395

#### 大気への排出



#### 公共用水域への排出



\* アルキル基の炭素数が12から15までのもの及びその混合物に限る

### ◆排出量の推移について

PRTR 法に基づき県内の事業所から届出された環境中への排出量の合計の推移は以下のとおりです。  
排出量の合計は減少傾向にあります。

#### PRTR法に基づき報告された化学物質の排出量推移

